

一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン

アソシエイト規程

第1条（適用）

本規程は、一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン(以下、GCNJという)のアソシエイト制度について定める。なお、本アソシエイト制度は、GCNJ定款第6条とは独立した扱いとする。

第2条（アソシエイトの定義）

ここにいうアソシエイトとは、GCNJ会員規程に該当しないが、GCへの署名とGCNJへの入会(正会員)を準備する法人格を有する企業、団体を指す。

第3条（アソシエイトの姿勢）

GCNJ会員およびアソシエイトの多様性を尊重するとともに、正会員とアソシエイトが相互に協力する活動に積極的に参加することとする。

第4条（アソシエイトの登録申し込み）

アソシエイトの登録申し込み手続きとして以下を定める。

- (1) アソシエイト登録手続きは、GCNJの運営するWEBサイトに提示する書式を用いる。
- (2) 必要書類その他の手続きの詳細については、経営執行委員会において別途定める。

2. アソシエイトの資格の期限は以下を定める。

登録月日に関わらず、登録年度の年度末(3月末)とする。アソシエイトは、期限までにGC署名の進捗状況をGCNJ事務局に報告する。

第5条（アソシエイトの登録承認）

GCNJ事務局の確認または審査結果をもとに、経営執行委員会において登録の可否を決定する。

第6条（アソシエイトの登録）

登録の申し込みをした主体は、本規程第5条に定める登録承認後、登録料を支払うことによりアソシエイトになることができる。

第7条（登録料の金額）

登録料は、GCNJの運営費用、事務所、その他経費等の分担金とする。

2. 登録料は、年間1口10万円とし、売上げUS\$50m以上の企業は2口以上、US\$50m未満の企業

は1口以上を負担する。企業以外の法人ならびに地方公共団体の登録料は、年間1口10万円とし、1口以上を負担する。

3. 年度途中で登録した場合のアソシエイトの年会費は次に定めるとおりとする。口数は上記2に準ずる。

- ① 1月加入:1口5万円
- ② 2月加入:1口2万円
- ③ 3月加入:1口1万円

第8条（登録料の納入）

前条に規定する登録料は、GCNJ事務局指定の方法により当該年度6月に請求し、8月31日までに1年分を納入する。

2. 登録の申し込みをした主体は、当法人の本規程第6条に定める登録承認後、速やかに当該年度の登録料を納入する。

3. 登録料納入に要する銀行振り込み手数料は、アソシエイトまたは新規登録する主体の負担とする。

第9条（アソシエイトの権利）

アソシエイトは、次の権利を持つものとする。

(1) GCNJが運営する会員用WEBサイトのID/PWの付与と利用・活用

(2) GCNJが主催する事業および催事への参加

例えば、シンポジウム、セミナー、ラーニングフォーラム、分科会等(但し、分科会幹事など主導的立場の役割を担うことは出来ない)

(3) GCNJの活動に関するサポートの收受

第10条（アソシエイトの義務）

アソシエイトは、登録料支払いの義務の他、次の義務を負うものとする。

(1) GCNJから要請があった場合、決算および事業報告書を提出する。

(2) 事業および催事に関し、GCNJの要請に基づき、企画、運営、情報提供などにおいて協力する。

第11条（アソシエイトの登録辞退、登録抹消）

アソシエイトは、いかなる時期においても任意に登録辞退することができる。アソシエイトが登録辞退したいときは、理由を付記した書面をもって代表理事にその旨届け出る。但し、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2. アソシエイトが次のいずれかに該当する場合には、アソシエイト資格を喪失する。

(1) 上項の届け出をもって、登録辞退の意思を表示したとき

(2) 登録料を納めなかったとき

(3) アソシエイトである企業、団体等が解散したとき

3. アソシエイトが次のいずれかに該当する場合には、当法人は経営執行委員会の決議を経て、当該アソシエイトの登録を抹消することができる。

(1) 当法人の定款その他規程に違反したとき

(2) 当法人の目的および活動にそぐわない、もしくは当法人の名誉を傷つける重大な不正や不祥事があったとき

(3) その他登録抹消すべき正当な理由があるとき

第12条（アソシエイトから正会員への移行）

アソシエイトがGC署名とGCNJに正会員として入会を希望する場合、新規入会時と同様の書類申請を行い、GCNJ事務局の確認または審査結果をもとに、経営執行委員会において入会の可否を決定する。移行のタイミングは、年度が切り替わる4月とする。

第13条（不返還）

当法人は、アソシエイトがその資格を喪失しても、既納の登録料その他の拠出金品は、これを返還しない。

第14条（規程の改廃）

本規程の修正および廃案は、理事会において決定する。

平成25年5月20日制定

平成25年5月30日施行

平成27年3月20日改訂(平成27年3月31日承認)

平成27年7月1日改訂

平成28年3月24日改訂(平成28年3月31日承認)

平成29年4月12日改訂(平成29年4月12日承認)

平成30年4月1日改訂